

医政発 1021 第 3 号
令和 7 年 10 月 21 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
の一部改正について

今般、別添のとおり「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号厚生労働省医政局長通知）の一部を改正し、令和 7 年 10 月 21 日より施行することとしたので、貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、貴管内の臨床研修病院、保健所設置市、特別区、関係団体等に対して周知方願いたい。

(照会先)

厚生労働省医政局医事課

医師臨床研修推進室

TEL:03-5253-1111 (内線 4123、4142)

Mail:ishi-kensyu@mhlw.go.jp